

答申第 69 号

答 申

1 審査会の結論

平成 29 年 1 月 19 日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月 26 日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 29 年 1 月 19 日付けで次のとおり開示請求を行った。

修成小学校（修成町 9－1）における、平成 28 年 1 月から 12 月までのいじめ報告書。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

修正小学校から提出された「児童生徒の問題行動等に関する報告書（様式 5－2）いじめ報告事案概要」（平成 28 年 6 月分と平成 28 年 12 月分）

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成 29 年 1 月 26 日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

学年、性別、概要及び対応は、条例第 7 条第 2 号に該当し、開示することにより特定の個人が識別され得るおそれがある。

- (4) 審査請求人は、平成 29 年 4 月 6 日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

平成 29 年 1 月 17 日、審査請求人は、津市長に対し、本件公文書開示請求をした。

平成 29 年 2 月 4 日、津市教育委員会から公文書部分開示決定通知書の送付を受け、2 月 10 日に代理人によって、納入通知書兼領収書を持って、手数料 102 円を納入し、3 月 1 日、いじめ報告書事案概要 2 枚が、津市総務

部総務課文書・公開担当から送付されてきた。

第1 総論

本件、公文書部分開示決定は取り消すべきである。

第2 開示しない部分

学年、性別、概要及び対応が津市情報公開条例第7条第2号に該当し、開示することにより特定の個人が識別され得るおそれがあるから。とあり、そこで、いじめ報告事案概要を調査して検討する。

関係記録によれば2枚とも「解消済であり」、開示することが公益上必要であると認められるものに該当する。閉鎖的な津市教育委員会の判断に誤りがある。

横浜市の問題をはじめ、本件2枚の件に関しては、「津市教育長にも責任がある」。

以上の事実に鑑みれば、「実施機関が作成、公表を目的としているものに」該当し、これを開示しても氏名が不明であるのだから、特定の個人が識別され得るおそれはない。

第3 結語

よって開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

各学校は、毎月末に、生徒指導に係る児童及び生徒の問題行動等に関する報告書を提出している。平成28年1月から平成28年12月の間においては、修成小学校からの問題行動等報告書に、いじめについての報告は2件あった。いじめの報告書には、発生日、学年、性別、人数、いじめの現在の状況、いじめの態様、概要及び対応、発見のきっかけ及びいじめに起因する欠席日数が記されている。

そのなかで、学年、性別及び内容を開示することで、個人の特定が可能であることから、条例第7条第2号に該当するため開示していない。

また、当該公文書は、公表を前提に作成するよう指示したものではなく、解決済みであることをもって開示するという趣旨のものでもない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書の開示しない部分における、特定の個人が識別されるおそれの有無、本件公文書が公表を目的として作成されたものであるか否か及び開示することによる公益性の有無について争っている。

当審査会は、条例第7条第2号本文、同号ただし書ア及び第8条の妥当性について次のとおり検討する。

(1) 条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示しない情報としたものである。

本件公文書において不開示とした箇所は、学年、性別、概要及び対応である。審査請求人は、氏名の記載がない本件公文書においては、当該箇所を開示しても特定の個人が識別されるおそれはないと主張するが、発生した時期及び学校名が明らかである以上、当該情報が明らかになれば、おおよその該当者を特定できる可能性は十分に高いものと思われる。したがって、本件公文書における学年、性別、概要及び対応は条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

本件公文書のうち、児童生徒の問題行動等に関する報告書は、各学校における児童及び生徒による問題行動等の発生状況を教育委員会に対し各月末に報告するものであり、この報告においていじめの事案有とされた場合には、その添付書類としていじめ報告概要が作成されるものである。本件公文書は、三重県教育委員会からの調査協力依頼を受けて作成するものであり、その使用目的は行政資料としての活用にある。本件公文書に記載された情報は、統計情報として集計されたものが三重県ホームページ等において一般公開されているが、本件公文書そのものについては、公開されている事実はなく、今後公開を予定している文書でもない。したがって、条例第7条第2号ただし書アに該当するとは認められない。

(3) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合にあって、公益上特に必要があると認められる場合においては当該公文書を開示できるものと定めたものである。

当該不開示箇所は、前述のとおり条例第7条第2号本文に該当する上、非常に繊細な内容を含むものであり、その取扱いについては十分に慎重を期すべきものである。当該箇所が公開され、該当者が特定された場合、さらなるいじめが誘発される可能性は否定できない一方で、審査請求人の主張するような、不開示とすべき個人情報を開示して得られる公益性は認められない。したがって、当該箇所は、条例第9条に該当するとは認められず、該当者の個人情報を最大限保護されるべきものであると解する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂